

「個人情報保護実務専門家資格2級：プライバシーホワイト教科書：
データ保護実務の基礎 — 出版記念オンライン解説 —」
（日本DPO協会 第48回個人情報保護セミナー）
（2025年12月25日）

一般社団法人日本DPO協会
事務局長 杉本 武重



日本DPO協会
JAPAN DPO
ASSOCIATION

本日の解説の内容

- 令和7年(2025年)プライバシーブラック(日本DPO協会認定データ保護オフィサー)試験の実施により当協会の資格認定制度が完成し、明日(2025年12月26日)に第一号の合格者が輩出される見込みとなりました。これを踏まえ、当協会の会員の皆様をはじめとし、プライバシー・データ保護に関する人材育成にご関心をお持ちいただいている方々を対象に、改めて、当協会の教育・資格認定制度の内容についてご説明申し上げるとともに、忌憚のないご意見を伺い、またプライバシー・データ保護に携わる実務家の皆様方が情報交換を行う機会として、ハイブリッド会合として第5回例会(「個人情報保護実務専門家資格試験制度」に関するご説明)を2025年9月9日に開催させて頂きました。
- 同日の対面会合には、当協会の認定資格試験にご興味をお持ち頂いた方々にご参加いただき、受験にあたってのご不安や試験科目や内容についてのご意見を多数お寄せいただきました。それらのご意見を踏まえ、当協会が2026年2月15日に実施する個人情報保護実務専門家資格1級・プライバシーゴールド(日本DPO協会認定データ保護スペシャリスト)資格認定試験の実施要領を考案するとともに、当協会の教科書のラインナップについても大幅に見直しを行いました。
- 「個人情報保護実務専門家資格2級:プライバシーホワイト教科書:データ保護実務の基礎」の認定資格試験における位置づけ、個人情報保護実務専門家資格2級・1級・特級の過去問題の簡単なお紹介を行い、最後に「個人情報保護実務専門家資格2級:プライバシーホワイト教科書:データ保護実務の基礎」の内容をご紹介致します。
- 明日発表される個人情報保護実務専門家資格特級:プライバシーブラックの合格者の合格記念シンポジウムを2026年3月13日(金)にハイブリッド形式で開催致します。

個人情報保護実務専門家資格試験制度の概要

1. 個人情報保護実務専門家資格2級・プライバシーホワイト(日本DPO協会認定データ保護実務者)

- ほぼ毎日実施・全国300か所のテストセンターで受験可能
- 短答式、合格率85%程度(ア)プライバシーの歴史、イ)個人情報保護法、ウ)マイナンバー法、エ)プライバシーガバナンス、オ)EU一般データ保護規則(GDPR))

2. 個人情報保護実務専門家資格1級・プライバシーゴールド(日本DPO協会認定データ保護スペシャリスト))

- 毎年1回、2月第3日曜日14:00-16:30、東京駅付近の会議室にて実施
- 短答式、合格率50%程度(①個人情報保護法、②マイナンバー法、③プライバシーガバナンス、④EU GDPR、⑤EU AI法、⑥EUデータ法)【試験科目は受験者・受験予定者のご意見も勘案して柔軟に決定予定。2027年は、米国カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)、EUサイバーレジリエンス法、インドデジタル個人データ保護法を追加することを検討中】

3. 個人情報保護実務専門家資格特級・プライバシーブラック(日本DPO協会認定データ保護オフィサー):

- 一次試験:論文式試験
 - 毎年1回(4月~6月頃)、1か月ほど期間を設定したオープンブック形式
- 二次試験:口述式試験
 - 毎年1回(9月~10月頃)、オンラインミーティングによる試験者に向けたプレゼンテーション、それに基づく口頭試問

個人情報保護実務専門家資格試験制度の概要：公式教科書ラインナップ

1. 個人情報保護実務専門家資格2級・プライバシーホワイト(日本DPO協会認定データ保護実務者)

- 日本法(民間部門)
- 日本法(公的部門)
- データ保護実務の基礎
 - 1級・プライバシーゴールド及び特級・プライバシーブラックへの対策として十分な内容

2. 個人情報保護実務専門家資格1級・プライバシーゴールド(日本DPO協会認定データ保護スペシャリスト)

- プライバシーガバナンス
 - 特級・プライバシーブラックへの対策としても役立つ内容
- EUデータ法(EU Data Act)【2026年公刊予定】
- データ保護実務の基礎
 - 【試験科目に追加したものについて、順次、教科書を公刊予定】

3. 個人情報保護実務専門家資格特級・プライバシーブラック(日本DPO協会認定データ保護オフィサー)

- プライバシーガバナンス
- データ保護実務の基礎

個人情報保護実務専門家資格2級・プライバシーホワイト(日本DPO協会認定データ保護実務者)試験問題集(抜粋)



日本DPO協会
JAPAN DPO
ASSOCIATION

日本の個人情報保護法

[問]

日本の個人情報保護法における「個人識別符号」に関する以下の記述うち、明らかに誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 電子メールアドレスは、個人を識別できる記号で構成すれば、「個人識別符号」に該当する。
- 2 旅券番号は、「個人識別符号」に該当する。
- 3 掌紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたものは、「個人識別符号」に該当する。
- 4 社員番号は、個人を識別できるとしても、「個人識別符号」に該当しない。

EUの一般データ保護規則(GDPR)

[問]

EUの一般データ保護規則(GDPR)におけるデータ保護影響評価に関し、管理者にデータ保護影響評価の実施が義務付けられる処理行為(processing operation)に該当するか否かの判断基準に係る以下の記述のうち、明らかに誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 判断基準の1つとして、歴史的研究等学術研究目的の有無が挙げられる。
- 2 判断基準の1つとして、法的又は同種の重大な影響のある自動化された意思決定の有無が挙げられる。
- 3 判断基準の1つとして、体系的な監視の有無が挙げられる。
- 4 判断基準の1つとして、データセットのマッチング又は合成の有無が挙げられる。

個人情報保護実務専門家資格1級・プライバシーゴールド(日本DPO協会認定データ保護スペシャリスト)試験問題集(抜粋)



日本DPO協会
JAPAN DPO
ASSOCIATION

1. 日本の個人情報保護法・マイナンバー法

[第1問]

日本の個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)(以下「個人情報保護法」という)上の個人情報の定義に関する次のアからオまでの各記述のうち、平成29年2月16日(令和6年12月2日更新)個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A(以下「Q&A」という)の記載に照らして、誤っているものの数は、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができることをいい、メールアドレスは常に単独で個人情報に該当する。
- イ. 新聞やインターネットなどで既に公表されている個人情報は公知の情報であって、その利用目的や他の個人情報との照合など取扱いの態様にかかわらず、典型的に個人の権利利益の侵害につながるおそれはないことから、個人情報保護法では、既に公表されている情報は他の個人情報と区別し、保護の対象としていない。
- ウ. 個人情報に該当する事例としては、企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報(団体情報)や統計情報(複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報)が考えられる。
- エ. 複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータ(重み係数)は、学習済みモデルにおいて、特定の出力を行うために調整された処理・計算用の係数であり、当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されていたとしても「個人に関する情報」に該当するものであるため、「個人情報」に該当すると考えられる。
- オ. カメラ画像から抽出した性別や年齢といった属性情報や、人物を全身のシルエット画像等に置き換えて作成した店舗等における移動軌跡データ(人流データ)のみであれば、抽出元のカメラ画像や個人識別符号等特定の個人を識別することができる情報と容易に照合することができる場合を含め、個人情報には該当しない。

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

1. 日本の個人情報保護法・マイナンバー法

[第14問]

日本の個人情報保護法上の個人データの第三者への提供に関し、第三者に該当しない場合に関連する次のアからオまでの各記述のうち、Q&Aの記載に照らして、正しいものの組み合わせは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、提供された個人データを委託の内容と関係のない自社の営業活動等のために利用する場合は、通則編GLにおいて個人情報保護法上委託に該当しない場合として記載されている「委託された業務以外に当該個人データを取り扱う」事例に該当する。

イ. 複数の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、各個人情報取扱事業者から提供された個人データを区別せずに混ぜて取り扱っている場合は、通則編GLにおいて個人情報保護法上委託に該当しない場合として記載されている「委託された業務以外に当該個人データを取り扱う」事例に該当する。

ウ. 委託先は、委託に伴って提供された個人データを自社のために統計情報に加工した上で利用することができる。

エ. 委託に伴って提供された個人データを、委託業務を処理するための一環として、委託先が自社の分析技術の改善のために利用することはできない。

オ. 個人データを含む電子データを取り扱う情報システムの保守の全部又は一部に外部の事業者を利用している場合において、当該保守サービスを提供する事業者がサービス内容の全部又は一部として情報システム内の個人データを取り扱う場合は、個人データの提供に該当しない。

1. ア イ 2. ウ エ 3. エ オ 4. イ ウ 5. オ ア

1. 日本の個人情報保護法・マイナンバー法

[第18問]

個人情報保護委員会による特定個人情報の取扱いについての監視・監督に関する次のアからオまでの各記述のうち、明らかに誤っているものの数は、後記1から5までのうちどれか。

ア. 個人番号関係事務実施者または個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導および助言をすることができる。

イ. 特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、その適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときには、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

ウ. 勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときには、その者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

エ. 特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

オ. 特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告もしくは資料の提出を求めることまたは立入検査を行うことができる。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

2. EUの一般データ保護規則 (GDPR: General Data Protection Regulation)

[第21問]

欧州連合 (EU: European Union) (以下「EU」という) の一般データ保護規則 (REGULATION (EU) 2016/679 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)) (以下「GDPR」という) 上の管理者及び処理者の概念に関する次の1から5までの各記述のうち、欧州データ保護委員会 (European Data Protection Board) (以下「EDPB」という) のガイドラインの記載に照らして、誤っているものはどれか。

1. 処理者は、管理者の指示に従う以外にデータを取扱ってはならない。管理者の指示は、管理者の利益に最も資する方法について処理者が最も適切な技術的及び組織的な方法を選択できるある程度の裁量の余地を残す場合がある。しかしながら、処理者が管理者の指示を超えて、自身の取扱いの目的及び手段の決定を始めた場合、GDPRを侵害することとなる。
2. 原則として、管理者の役割を担うことができる主体の種類に制限はないが、実際には、通常、管理者として行動するのは組織それ自体ではなく、個人データを現に取り扱う組織内の個人 (CEO、従業員、取締役会のメンバーなど) である。
3. 管理者は、取扱いに関する特定の重要な要素を決定する組織である。管理者職は法律によって定義される場合もあれば、事例の状況又は事実に基づく要素の分析から生じる場合もある。一定の取扱活動は、主体の役割 (従業員に対する雇用者、購読者に対する発行者、又は協会会員に対する協会) に自然に付随しているとみなすことができる。多くの場合、契約条件は全ての状況において決定的なものではないが、管理者の識別に役立ち得る。
4. 管理者は、取扱いの目的及び手段、すなわち、取扱いの理由及び方法を決定する。管理者は、目的及び手段の双方を決定しなければならない。しかしながら、いくつかのより実用的な側面 (「非本質的な手段」) は、処理者に任せることができる。管理者は、管理者として適格であるとみなされるために取扱い中のデータに実際にアクセスできる必要はない。
5. 処理者は、管理者に代わって個人データを取扱う自然人又は法人、公的機関、部局又はその他の組織である。処理者としての適格性を得るための、二つの基本的な条件がある。それは、管理者との関係において別個の主体であること、及び、管理者に代わって個人データを取り扱うことである。

2. EUの一般データ保護規則(GDPR)

[第27問]

GDPR上のデータ保護影響評価(Data Protection Impact Assessment)(以下「DPIA」という)に関する次のアからオまでの各記述のうち、EDPBのガイドラインの記載に照らして、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. GDPRは、管理者に対し、とりわけ自然人の権利及び自由に係る可変的可能性と重大性のリスクを考慮して、GDPR遵守の確保及び証明することを可能にする適切な措置を実施することを要求している(第24条第1項)。一定の場合にDPIAを実施すべき管理者の義務は、個人データの取扱いによって生じたリスクを適切に管理すべき一般的な義務の背景に照らして理解されるべきである。

イ. GDPRに盛り込まれているリスクに応じたアプローチに沿って、DPIAの実施はすべての取扱作業において義務というわけではない。むしろ、DPIAは、ある種の取扱いが自然人の権利及び自由に対し高いリスクをもたらすことが予想される場合にのみ要求される(第35条第1項)。しかしながら、DPIAを実施すべき義務の引き金となる条件を満たさないという単なる事実のみでは、データ主体の権利及び自由に対するリスクを適切に管理するための措置を講じるという管理者の一般的な義務を軽減することにはならない。実際に、これはある種の取扱いが「自然人の権利及び自由に高いリスクをもたらすことが予想される」場合を識別するため、管理者がその取扱活動によって発生するリスクを継続的に評価しなければならないことを意味する。

ウ. 単一のDPIAは、性質、範囲、文脈、目的及びリスクにおいて類似する複数の取扱作業を評価するために、利用してもよいということである。実際、DPIAは自然人の権利及び自由につき、高いリスクをもたらすことが予想される新しい状況を体系的に研究することを目的としており、既に研究されたケース(すなわち、特定の文脈及び特定の目的において実施される取扱作業)においてはDPIAを実施する必要はない。これは、同一目的のために類似技術を用いて同種のデータを収集する場合と考えられる。

エ. GDPRは、個人データの取扱いが「自然人の権利及び自由に高いリスクをもたらすことが予想される」場合にDPIAの実施を求めており、センシティブ・データ又は高度に個人的性質を有するデータや社会的地位の弱いデータ主体に関するデータを取り扱うことは「自然人の権利及び自由に高いリスクをもたらすことが予想される」場合に該当する。したがって、個々の医師、他の健康管理専門家又は弁護士が患者及び顧客から得る個人データを取り扱うに際しては、DPIAを実施する義務を負う。

オ. DPIAの実施が義務付けられている場合において、DPIAの結果を公開することはGDPR上の法的義務である。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. エオ 5. オウ

3. プライバシーガバナンス

[第32問]

企業のプライバシーガバナンスの重要性に関する次のアからオまでの各記述のうち、総務省・経済産業省「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.3」(2023年4月)(以下「ガイドブック」という)の記載に照らして、正しいものの数は、後記1から5までのうちどれか。

ア. プライバシー問題への取組に当たっては、企業は、サイバー空間を介していても、取り扱う対象が単なるデータではなく、フィジカル空間の生身の個人と直接向き合っているという事実を改めて認識し、個人の基本的な権利を損なうことのないよう、真剣に考えを尽くし、適切に対応することが求められる。

イ. 企業の社会的責任や「ビジネスと人権」の観点から、企業に対して人権尊重責任を求める動きが広がっている。企業が、消費者あるいは個人の基本的な権利を損なうことのないよう、プライバシー問題の発生を抑止・是正していくために、社内の体制の構築を含め、適切な対応を行うことは、このような社会的要請とも合致するものである。

ウ. 現在、国内におけるプライバシー問題への対応は、個人情報保護法が主な規範として位置づけられている。このため、これまでは企業がビジネスを行う上でプライバシー問題を考える際には、コンプライアンス＝法令等遵守の観点から、「個人情報保護法を遵守しているか否か」が問われ、多くの場合、その点を中心に検討することで事業が行われてきた。

エ. 顧客や消費者の信頼を得ながらパーソナルデータを利活用した新たなビジネスを拡大させている企業においては、プライバシー問題への対応を「コンプライアンスコスト」として冷静に受け止め、徹底的な「合理化」を図ることによって、リスクと利益のバランスを均衡させることに成功している。

オ. 企業には、単なる外形的な法令等の遵守ではなく、その事業におけるパーソナルデータの利活用の様態に即して、個人の権利利益や社会的価値への影響を考慮した能動的な取組や説明が、強く求められるようになってきている。

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

3. プライバシーガバナンス

[第39問]

データマッピングに関する次の1から5までの各記述のうち、個人情報保護委員会事務局「データマッピング・ツールキット(個人情報保護法関係)」(2022年10月)の記載に照らして、誤っているものはどれか。

1. データマッピング表によって特定されるデータの取扱状況等に起因するリスクであるデータの内容におけるリスクとしては、例えば、要配慮個人情報を含むデータや膨大なデータについて漏えい等が生じた場合には本人及び事業者にとって重大な損害リスクがある。そのため、データマッピング表の「データの項目」や「要配慮個人情報の有無」を参照して、データの内容を評価するとともに、事業者内や委託先において必要な対応(セキュリティやアクセス制御等)がとられているかを確認する必要がある。
2. データマッピング表によって特定されるデータの取扱状況等に起因するリスクである保管におけるリスクとしては、例えば、事業者にとって重要なデータを紙媒体でしか保管していない場合には紛失等のリスクがあり、また、事業者内のデータを一つのクラウドに保管しているような場合にはそのクラウドから漏えい等が生じた場合には多くのデータが漏えい等するリスクがある。そのため、データマッピング表の「事業者内での取扱い」や「委託先(再委託先を含む)での取扱い」等の項目を参照して、保管のリスクを評価するとともに、事業者内や委託先において必要な対応(セキュリティやアクセス制御等)がとられているかを確認する必要がある。
3. データマッピング表によって特定されるデータの取扱状況等に起因するリスクである利用におけるリスクとしては、例えば、事業者内で利用する場合や第三者に提供する場合等、それぞれの取扱いに応じて適切に利用しなければ、法令違反のリスクがある。そのため、データマッピング表の「利用目的」や「第三者提供の同意の有無」等の項目を参照して、法令を遵守しているか等について確認する必要がある。
4. データマッピングにより、事業者全体でデータを一元管理して法令の遵守状況の確認やリスクへの対応を行うことができる。もっとも、データマッピングは、遵守を確認する法令や、特定しようとするリスクごとに、データマッピングする項目やデータの範囲を定める必要があるため、単一のデータマッピングシートにより行うのではなく、少なくともデータマッピングで遵守を確認しようとする法令ごとにデータマッピング表を準備する必要がある。
5. 個人データについてデータマッピングする場合には、個人情報保護法第23条の定める個人データの安全管理措置の一つの手法となる。具体的には、データマッピングは、個人データの項目、責任者・取扱部署等をあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握可能とするものであり、安全管理措置の一つである、組織的安全管理措置の「個人データの取扱状況を確認する手段の整備」の一つの手法である。

4. EUデータ法 (EU Data Act)

[第41問]

EUデータ法 (REGULATION (EU) 2023/2854 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 December 2023 on harmonised rules on fair access to and use of data and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive (EU) 2020/1828 (Data Act)) (以下「データ法」という)に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. データ法は、EU域内における産業データの生成及び利活用を促進するために、コネクテッド製品の製造者及び関連サービスの提供者に対し、EU域内への直接投資のインセンティブを提供することを主眼とするEUの規則である。
- イ. データ法は、EU市場にコネクテッド製品ないし関連サービスをそれぞれ上市する製造者ないし関連サービス提供者(設立地のいかんを問わない)を適用対象に含む。
- ウ. データ法は、その適用対象となるコネクテッド製品や関連サービスから生成されたデータをEU単一市場において公正、合理的かつ非差別的 (FRAND) な価格で売買するための枠組みを設けている。
- エ. データ法は、いわゆるクラウドサービスに当たるデータ処理サービスの提供者に対し、顧客が他事業者によって提供される同種のデータ処理サービスに切り替えることができるようにするための措置を取ることを義務付けている。
- オ. データ法は、GDPRに優先し、データ法の適用対象となるコネクテッド製品や関連サービスから生成された個人データには専らデータ法が適用される。

1. アウ 2. イエ 3. ウオ 4. エア 5. エオ

5. EU AI法 (EU Artificial Intelligence Act)

[第46問]

EU AI法 (REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL laying down harmonised rules on artificial intelligence and amending Regulations (EC) No 300/2008, (EU) No 167/2013, (EU) No 168/2013, (EU) 2018/858, (EU) 2018/1139 and (EU) 2019/2144 and Directives 2014/90/EU, (EU) 2016/797 and (EU) 2020/1828 (Artificial Intelligence Act)) (以下「AI法」という) 上のリスクベースの分類と対応義務に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

1. AI法は、汎用AIモデルを含むAIシステムについて、その利用等に伴うリスクを4段階に分類するとともに、汎用モデルに特有のリスクを特定するリスクベースのアプローチを採用しているといえる。
2. AI法上、許容できないリスク(禁止されたAI慣行)は、基本的人権を侵害するため、EUの価値観に反し、禁止される。
3. 汎用AIモデルは、大規模な自己監視を使用して大量のデータで訓練された場合を含め、有意な汎用性を示し、モデルが上市される方法にかかわらず、広範で明確なタスクを適切に実行する能力を有し、様々な川下のシステム又はアプリケーションに統合することができるAIモデルであって、システムックリスク(systemic risk)を有するものをいう。
4. 特定のAIシステムについては、(チャットボットの使用などによる)明らかな操作リスクがある場合など、特定の透明性義務が課される。
5. AIシステムのうち、人々の安全や基本的権利に悪影響を及ぼす可能性のある限られたものは、高リスクとみなされる。AI法には、高リスクAIシステムのリストが附属しており、AIのユースケースの進化に合わせて見直すことができる。これには、EUの分野別法令が適用される製品の安全部品も含まれる。これらの製品は、その分野別法令に基づく第三者適合性評価の対象となる場合、常に高リスクとみなされる。

**個人情報保護実務専門家資格特級・プライバシーブラック(日本
DPO協会認定データ保護オフィサー)試験
第一次試験(論述式試験)問題集(抜粋)**



日本DPO協会
JAPAN DPO
ASSOCIATION

第一次試験(論述式試験)問題集

[第1問][配点:60点]

回答者は以下の各社において欧州連合(EU: European Union)(以下「EU」という)の一般データ保護規則(REGULATION (EU) 2016/679 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation))(以下「GDPR」という)上のデータ保護責任者(DPO: Data Protection Officer)(以下「DPO」という)を務めている。次の各問に答えなさい。なお、いずれの事案においても、回答者は日本に居住しており、EU及び日本の法律に関する助言を行うために必要な資格を保持していることを前提とする。

(1) 日本に所在する自動車メーカーA社が、2027年に欧州経済領域(EEA: European Economic Area)(以下「EEA」という)内で10,000台のコネクテッドカーを販売する予定である。日本に所在するA社は、このコネクテッドカーから、その機能を通じて、EEA内の車両所有者の氏名、車両番号、位置情報などのユーザーデータを収集・取得する。A社に対してEU GDPR及び日本の個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)(以下「個人情報保護法」という)に基づいて講じるべき措置について助言するメールを日本語で起草せよ。以下の点に留意すること。[配点:30点]

- メールは宛先としてどのような役職の者に送付することを予定したものであるかを明示する。
- メールは複数準備してもよいが、準備したメールの通数が複数であるか否か自体は評価に影響を及ぼさない。
- メール本文と別に添付書類を準備してもよいが、添付書類の有無自体は評価に影響を及ぼさない。

(2) 日本に所在する総合電機メーカーB社が、社内におけるカルテル防止・早期発見・摘発を目的として、従業員向けの内部通報制度を導入することを計画している。B社に対してEU GDPR及び日本の個人情報保護法に基づいて講じるべき措置について助言するメールを日本語で起草せよ。以下の点に留意すること。[配点:30点]

- メールは宛先としてどのような役職の者に送付することを予定したものであるかを明示する。
- メールは複数準備してもよいが、準備したメールの通数が複数であるか否か自体は評価に影響を及ぼさない。
- メール本文と別に添付書類を準備してもよいが、添付書類の有無自体は評価に影響を及ぼさない。

第一次試験(論述式試験)問題集

出題趣旨

[第1問]

(1) 本問はEUの一般データ保護規則(以下「GDPR」という)上のデータ保護責任者という立場から日本国内に所在する法人に対し同法人がEEA内の所在者から取得する位置情報等を含む個人データの処理にあたって問題となるEU GDPR及び日本の個人情報保護法(以下「APPI」という)上の措置について助言する場合に求められる知識及び経験を問う問題である。EU GDPRの域外適用の規定としては、同法人が管理者であることを前提として、同法人のEEA域内の拠点の有無によってGDPR3条1項と2項のいずれかの適用が問題となることを正確に指摘するとともに、本件における個人データの処理および移転の実態をデータマッピングを実行することにより把握することの重要性を指摘したい。そのうえで、EU GDPR上のデータ保護影響評価(以下「DPIA」という)の実行が当然義務付けられる。

(2) 本問はEU GDPR上のデータ保護責任者という立場から日本国内に所在する法人に対し同法人が社内におけるカルテル防止・早期発見・摘発を目的として従業員向け内部通報制度を導入するにあたってEU GDPR及びAPPI上の措置について助言する場合に求められる知識及び経験を問う問題である。まず、従業員の所在地がEEA域内かEEA域外のいずれか、従業員の所属する法人が同社のEEA域内の支店・駐在員事務所か同社の子会社・関連会社としてのEEA域内法人かによって、検討すべき論点が変わり得ることから、データマッピングにより個人データの処理・移転の事実関係を把握することの重要性を指摘するとともに、事案の内容を場合分けして検討することの必要性について指摘したい。そのうえで、EU GDPR上のデータ保護影響評価(DPIA)の実行が当然義務付けられることを前提として、DPIAの枠組みに基づき、EU GDPR及びAPPI上の諸義務・諸論点との関係を一通り検討していくことが重要である。

第一次試験(論述式試験)問題集

[第2問] [配点:60点]

以下の各問に答えなさい。回答の際には法文のみならず、関係省庁及び監督当局の発行するガイドライン並びに関連する裁判例の内容にも留意すること。

(1) 日本の個人情報保護法における個人情報の取扱いの法的根拠と、EU GDPRにおける個人データの処理の法的根拠の相違点について論じなさい。[配点:30点]

(2) 日本の個人情報保護法における域外適用規定と、EU GDPRにおける域外適用規定の相違点について論じなさい。
[配点:30点]

第一次試験(論述式試験)問題集

出題趣旨

[第2問]

(1)本問はAPPIにおける個人情報の取扱いの法的根拠と、EU GDPRにおける個人データの処理の法的根拠の相違点について法文、関係行政機関及び監督当局の発行するガイドライン等の内容に触れながら論じることを通じて、APPI上の個人情報の取扱いおよびGDPR上の個人データの処理それぞれに関する要件について、基本知識、及び相違点のみならず共通点について分析し比較する力を問うものである。

(2)本問はAPPIにおける域外適用規定とEU GDPRにおける域外適用規定の相違点について、関係行政機関及び監督当局の発行するガイドライン等の内容に触れながら論じることを通じて、日本国外のデータ主体との関係でのAPPI上の個人情報の取扱いおよびEEA域外のデータ主体との関係でのGDPR上の個人データの処理それぞれに関する要件について、基本知識、及び相違点のみならず共通点について分析し比較する力を問うものである。

第一次試験(論述式試験)問題集

[第3問] [配点:180点]

以下の各文書を作成しなさい。

(1) CNILのウェブサイト中のPRACTICAL GUIDE TRANSFER IMPACT ASSESSMENT Final version January 2025のテンプレートに基づいて、Irish Data Protection Commission fines TikTok €530 million and orders corrective measures following Inquiry into transfers of EEA User Data to Chinaに掲載されている関連する事実を前提として、EU GDPR上の移転影響評価の文書を作成しなさい。当該事実が当該テンプレートの項目を埋めるために不十分な場合には、追加の事実を適宜考案して付け足したうえで完成させること。[配点:90点]

(2) CNILのウェブサイト中のPrivacy Impact Assessment (PIA)に関する文書のうちGuidelines Privacy Impact Assessment (PIA) 2: templateのテンプレートに基づいて、データ保護影響評価(DPIA)及び取扱いが2016/679規則の適用上、「高いリスクをもたらすことが予想される」か否かの判断に関するガイドラインの17-19頁に記載のあるセンシティブ・データ又は高度に個人的な性質を有するデータ、大規模なデータ取扱い、立場の弱いデータ主体に関するデータ、新しいテクノロジー又は組織的なソリューションの革新的利用又は適用の要素を含む、EEA所在者の個人データの処理について、EU GDPR上のデータ保護影響評価の文書を作成しなさい。作成にあたっては現存する事例に依拠する必要はなく、上記テンプレートの項目を埋めるために必要な事実を適宜考案すること。[配点:90点]

第一次試験(論述式試験)問題集

出題趣旨

- [第3問]
- (1)本問はCNILのウェブサイト中のPRACTICAL GUIDE TRANSFER IMPACT ASSESSMENT Final version January 2025のテンプレートという与えられた枠組みに基づいて、Irish Data Protection Commission fines TikTok €530 million and orders corrective measures following Inquiry into transfers of EEA User Data to Chinaに掲載されている事実を基本としたうえで、GDPR上の移転影響評価の文書を作成する力を問うものである。
- (2)本問はCNILのウェブサイト中のPrivacy Impact Assessment (PIA)に関する文書のうちGuidelines Privacy Impact Assessment (PIA) 2: templateのテンプレートという与えられた枠組みに基づいて、回答者の知識、経験又は思考力等によって考案された一定の種類 of センシティブ・データ等の処理に関して、GDPR上のDPIAの文書を作成する力を問うものである。

個人情報保護実務専門家資格特級・プライバシーブランク(日本DPO協会認定データ保護オフィサー)試験 第二次試験(口述式試験)問題集(抜粋)



日本DPO協会
JAPAN DPO
ASSOCIATION

第二次試験(口述式試験)問題集

[第1問][配点:35点]

令和7年(2025年)プライバシーブランク(日本DPO協会認定データ保護オフィサー)試験

第一次試験(論文式試験)(以下、「本論文式試験」という)第1問(1)において起案した内容を、A社の欧州連合(EU: European Union)(以下「EU」という)の一般データ保護規則(REGULATION (EU) 2016/679 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation))(以下「GDPR」という)上のデータ保護責任者(DPO: Data Protection Officer)(以下「DPO」という)として、令和7年(2025年)プライバシーブランク(日本DPO協会認定データ保護オフィサー)試験第二次試験(口述式試験)(以下、「本口述式試験」という)の試験官がA社の欧州・日本を含む全世界におけるコネクテッドカーの製造・販売を統括するコネクテッドカー事業本部の本部長であると仮定して、試験官に対して口頭でのプレゼンテーションを行うことで説明せよ。以下の点に留意すること。

- 本論文式試験において起案した内容から内容に変更を加えてもよい。
- 口頭でのプレゼンテーションにあたってMicrosoft Power Point等により事前に作成した説明資料を本口述式試験中に画面共有することで使用してもよいが、説明資料の準備は任意である。
- 口頭でのプレゼンテーションの持ち時間は最長で10分間とし、目安としては7分間前後で説明を行うこと。

第二次試験(口述式試験)問題集

[第2問][配点:35点]

本論文式試験第1問(2)において起案した内容を、B社のEUのGDPR上のDPOとして、本口述式試験の試験官がB社の最高プライバシー責任者(CPO: Chief Privacy Officer) (以下「CPO」という)であると仮定して、試験官に対して口頭でのプレゼンテーションを行うことで説明せよ。以下の点に留意すること。

- 本論文式試験において起案した内容から内容に変更を加えてもよい。
- 口頭でのプレゼンテーションにあたってMicrosoft Power Point等により事前に作成した説明資料を本口述式試験中に画面共有することで使用してもよいが、説明資料の準備は任意である。
- 口頭でのプレゼンテーションの持ち時間は最長で10分間とし、目安としては7分間前後で説明を行うこと。

第二次試験(口述式試験)問題集

[第3問][配点:35点]

本論文式試験第3問(1)において作成した文書は、回答者がEUのGDPR上のDPOを務めるC社のものと仮定し、本口述式試験の試験官がC社のCPO(最高プライバシー責任者)であると仮定して、試験官に対してこの文書について口頭でのプレゼンテーションを行うことで説明せよ。以下の点に留意すること。

- 本論文式試験において起案した内容から内容に変更を加えてもよい。
- 口頭でのプレゼンテーションにあたってMicrosoft Power Point等により事前に作成した説明資料を本口述式試験中に画面共有することで使用してもよいが、説明資料の準備は任意である。
- 口頭でのプレゼンテーションの持ち時間は最長で10分間とし、目安としては7分間前後で説明を行うこと。

第二次試験(口述式試験)問題集

[第4問][配点:35点]

本論文式試験第3問(2)において作成した文書は、回答者がEUのGDPR上のDPOを務めるD社のものと仮定し、本口述式試験の試験官がD社の最高経営責任者(CEO: Chief Executive Officer)であると仮定して、試験官に対して口頭でこの文書について口頭でのプレゼンテーションを行うことで説明せよ。以下の点に留意すること。

- 本論文式試験において起案した内容から内容に変更を加えてもよい。
- 口頭でのプレゼンテーションにあたってMicrosoft Power Point等により事前に作成した説明資料を本口述式試験中に画面共有することで使用してもよいが、説明資料の準備は任意である。
- 口頭でのプレゼンテーションの持ち時間は最長で10分間とし、目安としては7分間前後で説明を行うこと。

第二次試験(口述式試験)問題集

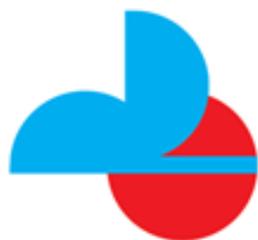
[第5問][配点:160点]

本口述式試験の試験官が以下の事項について行う質問について口頭で回答せよ。

- (1) 本口述式試験第1問に関する回答者によるプレゼンテーションの内容[配点:15点]
 - (2) 本口述式試験第2問に関する回答者によるプレゼンテーションの内容[配点:15点]
 - (3) 本口述式試験第3問に関する回答者によるプレゼンテーションの内容[配点:15点]
 - (4) 本口述式試験第4問に関する回答者によるプレゼンテーションの内容[配点:15点]
 - (5) 本論述式試験の出題範囲について回答者のデータ保護実務家としての実務経験及び事案解決能力を評価するために当協会が適切と考える事項。以下の事項を含むが、それらに限られない。[配点:100点]
- 本論文式試験第2問(1)
 - 本論文式試験第2問(2)

最後に

- 現在の当協会の個人情報保護実務専門家資格特級・プライバシーブラック認定資格試験は、当協会の理事会メンバーを採点者として実施しております。同試験の論文式試験および口述式試験いずれについても、出題者・試験実施者による採点結果の素案について、採点者による忌憚のない意見の交換が行われたうえで、データ保護実務家としての到達度・質について厳しい目線での審査が行われたうえで、合格者が決せられます。
- 既に第1回の合格者の中でもデータ保護実務家として採点者から高い評価を受ける方も出てきております。当協会としては、当協会の設立(2019年10月)から間もない2021年から取り組んできた当認定資格試験がおよそ5年をかけて一通り完成することに安堵するとともに、来年以降の実施に向けてもさらなる試験制度の改良に力を入れております。
- 第2回の個人情報保護実務専門家資格1級・プライバシーゴールド認定資格試験(2026年2月15日(日)14:00-16:30に東京駅近くの会議室にて実施予定)の受験募集を本年末日(2025年12月31日)まで当協会ウェブサイト(<https://dpo.or.jp/certification/>)にて行っております。
- 既に昨年第1回の受験者数を超える応募を頂いており、受験生の中にはデータ保護実務家として経験が豊富な方としてよく存じ上げている方もいらっしゃる、来年の試験の実施に向けて大変楽しみな状況にあります。
- 本日よりご紹介したデータ保護実務の基礎に関する教科書も熟読のうえ、我こそはというデータ保護実務家の方・同実務家になろうとする方に当試験にチャレンジして頂きたく存じます。何卒宜しくお願い申し上げます。



日本DPO協会
JAPAN DPO
ASSOCIATION

当協会は、日本企業のグローバルなプライバシーデータ保護を盤石なものとするにより、国際社会における日本企業のビジネスに対する信頼構築に資し、もって我が国経済と健全で持続可能なデジタル社会の発展に寄与することを目的としています。

当協会ウェブサイト: <https://dpo.or.jp/>

本書には、一般社団法人日本DPO協会に権利の帰属する秘密情報が含まれています。本書の著作権は、当協会に帰属し、日本の著作権法および国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許諾がなければ、複製・翻案・公衆送信等できません。本書に掲載されているサービス名、会社・組織名等は各会社・組織の商号、商標、または登録商標です。サービスの仕様および本書に記載されている事柄は、将来予告なしに変更することがあります。また、本書に記載された情報は、当協会の教科書の購入者への情報提供の目的で提供されるものであり、当協会による法的助言を構成するものではないことに御留意下さい。